

第10 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

令第20条第4項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。以下の第10において同じ。）は、設置する水源ごとに1以上設置すること。◇
- (2) 動力消防ポンプの設置場所は、雨水等の影響を受けるおそれのない場所とし、かつ、水源へ搬送するのに障害がない場所とすること。★
- (3) 動力消防ポンプの設置場所（建物等に格納する場合には、出入口の扉）には、その旨を表示した標識を設けること。◇

2 性能

令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上であること。

3 水源等

水源等は、令第20条第4項第1号及び第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 貯水槽等
 - ア 水源は、原則として貯水槽とすること。◇
 - イ 貯水槽を地盤面下に設ける場合は、当該貯水槽において地盤面の高さから4.5m以内の部分を有効水量とすること。◇
 - ウ 貯水槽は、屋外の地盤面より高い位置に設ける場合は、耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。◇
ただし、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材料で造られ、かつ、周囲の建築物その他の工作物から3m以上の距離を保つ等、延焼を防止するための措置を講じる場合は、この限りでない。
 - エ 貯水槽を屋内の地盤面より高い位置に設ける場合は、不燃材料で造られたものであること。◇
ただし、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度を有する材料で造られ、かつ、不燃材料で区画した専用室に設ける場合は、この限りでない。
 - オ 有効水量を常時確保しておくため、次のいずれかの措置を講じたものであること。
◇
 - (ア) 減水警報装置（有効水位を下回った場合に警報を発するもの）を設け、音響装置及び表示灯を常時人がいる場所に設けること。
 - (イ) 水槽の外部から水位を確認できる目盛りを設けること。
 - (カ) 水道等からボールタップ等により自動的に補給ができる構造であること。この場合において、水道の溢水位と給水管の下端の距離を当該給水管の直径の2倍以上とするなど、水道等の汚染を防止するための措置を講じたものであること。
 - カ 池、河川等の自然水利を用いる場合は、次によること。
(ア) 水量は、 $0.8\text{m}^3/\text{min}$ で、20分間放水できること。
(イ) 水深は、40cm以上確保できること。
- (2) 採水口又は吸管投入孔
 - ア 採水口を設ける場合は、次によること。
 - (ア) 採水口は、地盤面の高さから0.5m以上1.0m以下で貯水槽の水量を有効に給水できる部分に設けること。◇
 - (イ) 採水口の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号）に規定する呼称75のねじに適合する単口のものであること。
★
 - (ウ) 採水口のパッキン以外の材質は、日本産業規格H5120、H5121若しくはG5501に

- 適合する材質又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。◇
- (エ) 採水口には、防護措置を講じること。◇
 - (オ) 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上のものであること。◇
 - イ 吸管投入孔を設ける場合は、次によること。◇
 - (ア) 吸管投入孔（自然水利を水源とする場合は、その周囲で接岸できる部分）の付近は、動力消防ポンプが容易に接近でき、かつ、操作できる空間を有すること。
 - (イ) 吸管投入孔は、直径60 cm以上の円が内接することができる大きさであること。
 - (ウ) 吸管投入孔は、鉄蓋等が取り付けられたものであること。
 - (エ) 吸管投入孔が車両の通行に供される場所に設置されている場合は、鉄蓋等が車両の通行に耐える強度ものであること。

4 配管等

配管等は、次によること。

- (1) 配管等の材質は、規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトの規定の例によるほか、仕切弁及び逆止弁は、日本産業規格B 2011、B 2031若しくはB 2071又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。◇
- (2) 配管は、必要に応じて地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じたものであること。◇

5 器具等

器具等は、次によること。

- (1) 動力消防ポンプに備えるノズルの口径は、呼称19mm以上のものであること。◇
- (2) 吸管は、前3. (1)の水源の水量が有効に吸水できる長さとすること。◇
- (3) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。◇
- (4) 令第20条第4項第2号に規定する「有効に放射することができる」とは、当該ホースを展張させたものに放水距離（各設備の使用によるもの。）を加えた範囲内に当該規定で定められた放水範囲各部分が含まれることをいう。

6 その他

動力消防ポンプによる消火活動が十分に行えるよう、次のいずれかの措置を講じること。

- ◇
- (1) 操作及び取扱いに習熟した者を常駐させておくこと。
- (2) 動力消防ポンプを固定し、配管等により貯水槽と接続しておくこと。